

北上市告示甲第92号

北上市保健推進員要綱（令和2年北上市告示甲第5号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和4年9月15日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>(委嘱)</p> <p>第2 [略]</p> <p>2 推進員の定数及び担当地区は、<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>(職務)</p> <p>第4 推進員の<u>職務</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>保健事業に関する事項の連絡及び協力</u></p> <p>(2) <u>各種検診等の受診率向上の啓発</u></p> <p>(3) <u>担当地区内の衛生知識の普及及び情報提供</u></p> <p>(4) <u>その他市民の健康増進に関すること。</u></p> <p>(記録及び報告)</p> <p>第5 推進員は、活動状況を記録するとともに、保健推進活動報告書（別記様式）により<u>毎月</u>市長に報告しなければならない。</p>	<p>(委嘱)</p> <p>第2 [略]</p> <p>2 推進員の定数は、<u>北上市行政区設置規則（令和3年北上市規則第4号）第1条に規定する行政区ごとに2名以内とする。</u></p> <p>(活動)</p> <p>第4 推進員の<u>活動</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>保健事業に関する連携及び協力</u></p> <p>(2) <u>健康づくりに関する知識の習得及び普及</u></p> <p>(3) <u>健康づくり活動に関する情報共有</u></p> <p>(4) <u>健康診査及びがん検診の受診率向上の啓発</u></p> <p>(5) <u>健康診査への協力</u></p> <p>(記録及び報告)</p> <p>第5 推進員は、活動状況を記録するとともに、保健推進活動報告書（別記様式）により<u>四半期ごと</u>に市長に報告しなければならない。</p>

2 推進員は、担当地区内において保健活動に関する援助、希望その他情報等で緊急を要するものに接したときは、速やかに市長に連絡しなければならない。

別表（第2関係）

区分	地区名
<u>1名とする地区</u>	<u>黒沢尻3区、6区、7区及び10区</u> <u>飯豊3区及び5区</u> <u>相去6区</u> <u>横川目2区</u> <u>豎川目区</u>
<u>2名とする地区</u>	<u>黒沢尻1区、2区、4区、5区、8区、9区及び11区から27区まで</u> <u>飯豊1区、2区、4区及び6区から10区まで</u> <u>二子1区から8区まで</u> <u>更木1区、2区及び4区から7区まで</u> <u>黒岩1区から3区まで</u> <u>口内1区から7区まで及び9区</u> <u>稲瀬1区から4区まで</u> <u>相去1区から5区まで及び7区から11区まで</u> <u>鬼柳1区から5区まで</u> <u>江釣子7区、14区及び16区</u> <u>横川目1区及び3区から5区まで</u> <u>仙人区</u> <u>岩沢区</u>

	<u>山口区</u> <u>煤孫 1 区及び 2 区</u> <u>岩崎 1 区から 3 区まで</u> <u>新田 1 区及び 2 区</u> <u>藤根 1 区から 4 区まで</u> <u>長沼 1 区及び 2 区</u> <u>後藤 1 区及び 2 区</u>
<u>3 名とす</u> <u>る地区</u>	<u>更木 3 区</u> <u>口内 8 区</u> <u>江釣子 1 区から 6 区まで、 8 区から 13 区まで、</u> <u>15 区及び 17 区</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。 別記様式を次のように改める。	

別紙様式（第5条関係）

保 健 推 進 活 動 報 告 書

年 月 日

北 上 市 長 様

行 政 区 名

保健推進員氏名

年 月～ 月分の活動の状況を、次のとおり報告します。

1 保健事業に関する連携及び協力 月 日
2 健康づくりに関する知識の習得及び普及 月 日
3 健康づくり活動に関する情報共有
4 健康診査及びがん検診の受診率向上の啓発 月 日
5 健康診査への協力 月 日